

愛知学院大学 応急奨学生 募集要項

1. 対象者

愛知学院大学（大学院を除く）及び短期大学部に在籍する学生で、家計急変により学業の継続が困難となった者。

2. 出願資格

- (1) 学業成績が良好であること。
- (2) 出願から遡って過去1年以内に、主たる生計維持者（父母のうち所得の多い者。ただし父母がいない場合は保証人及びその配偶者、独立生計を営んでいる場合は本人及びその配偶者。）に裏面の『家計急変の事由』があり、世帯の収入が著しく減少又は無くなった状況にあること。
ただし、特定非常災害特別措置法に基づく特定非常災害に指定された災害により、裏面の『家計急変の事由』に該当する者については、それによる家計急変が出願から遡って過去1年より前に生じている場合であっても出願可能です。
- (3) 該当学期の学納金を完納すること。
- (4) 新入生応急奨学生に採用されていないこと。

3. 採用人数

春学期分・・・25名、秋学期分・・・25名

4. 募集受付期間

在籍するキャンパスの事務室にお問い合わせください。

5. 給付額および給付時期

在学期間中1回のみ学納金の一部として50万円を授業料納付者に対し一括して給付。

（春学期分9月末頃、秋学期分3月末頃予定）

なお、奨学生として不相応と認められた場合は、奨学生の資格を喪失し、奨学金の給付は取り消されます。

6. 出願書類

- (1) 愛知学院大学応急奨学生願書
- (2) 所得証明書及び家計急変の証明書類（コピー可） *裏面参照
- (3) 【新入生春学期出願者のみ】成績を証明する書類（高等学校在籍時の調査書・前出身学校の成績証明書など）

上記の書類の他、必要に応じて追加の書類の提出を求める場合があります。

7. 選考方法および採否通知

提出書類に基づき委員会にて選考を行います。採否の結果は保証人宛に書面により通知します。

8. 出願書類の受付窓口および問い合わせ先

在籍するキャンパスの事務室にて受付します。

（学生部学生課・名城公園キャンパス事務室・歯学部事務室・薬学部事務室・短期大学部事務室）

出願上の注意事項

出願にあたり、以下の書類が必要となります。不備がある場合は受付できませんので、次の点にご注意ください。また、出願書類は返却致しません。

- (1) 家計が急変した年月が明確でないものや証明する書類がない場合は受付できません。
- (2) 家計急変前（見込）での出願はできません。
- (3) 必要に応じて下記以外にも書類提出を求める場合があります。

『家計急変の事由』別、出願書類チェック項目

1.生計維持者が死亡

- 生計維持者及びその配偶者の所得証明書（ ）
- 生計維持者及びその配偶者の所得に関する証明書（給与所得者＝源泉徴収票、給与所得者以外＝確定申告書）
- 死亡の証明書（死亡診断書など）
- 遺族年金の有無と年金額を証明する書類（年金振込通知書など） ※可能な限りご提出ください。

2.生計維持者が会社倒産・解雇による失職

- 生計維持者及びその配偶者の所得証明書（ ）
- 生計維持者及びその配偶者の所得に関する証明書（給与所得者＝源泉徴収票、給与所得者以外＝確定申告書）
- 会社倒産、解雇の事由（会社都合）と日付のわかる証明書（離職票や開廃業等届出書など）
- 臨時所得（退職金など）の有無と支給額を証明する書類 ※可能な限りご提出ください。
- 生計維持者の家計急変前の所得と現在の所得がわかるもの（事由発生後就職等した場合、給与明細書や所得見込証明書など） ※可能な限りご提出ください。

3.生計維持者が破産

- 生計維持者及びその配偶者の所得証明書（ ）
- 生計維持者及びその配偶者の所得に関する証明書（給与所得者＝源泉徴収票、給与所得者以外＝確定申告書）
- 破産したことを証明する書類（破産宣告書や銀行取引停止通知書など）

4.生計維持者が病気・事故による高度障害

- 生計維持者及びその配偶者の所得証明書（ ）
- 生計維持者及びその配偶者の所得に関する証明書（給与所得者＝源泉徴収票、給与所得者以外＝確定申告書）
- 身体障害者手帳等の高度障害証明書
- 障害を負った日付のわかるもの
- 生計維持者の家計急変前の所得と急変後の所得がわかるもの（事由発生後就職等した場合、給与明細書や所得見込証明書など） ※可能な限りご提出ください。

5.災害による損害

- 生計維持者及びその配偶者の所得証明書（ ）
- 生計維持者及びその配偶者の所得に関する証明書（給与所得者＝源泉徴収票、給与所得者以外＝確定申告書）
- 罹災証明書
- 増大した支出の証明書（支出増がわかる領収書のコピーなど）や収入の減少がわかる書類（給与明細書など）

※確定申告書提出時の注意事項

税務署が申告を受付けたことがわかる状態（受領印・電子申告受信通知のコピー等）で、第一表と第二表の両方を提出ください。

今回提出された書類等の情報については、奨学金選考のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内においてのみ利用され、その他の目的には利用されません。